

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、当社ホームページ掲載の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。

<http://www.imhds.co.jp/ir/governance/index.html> :コーポレート・ガバナンス

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1－4)

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給、資金調達等の取引の維持・強化の目的で、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有する場合があります。なお保有する場合も、コーポレートガバナンスの実効性を意識して、随時保有の合理性を検証してまいります。

保有上場株式の議決権の行使については、当該会社の持続的な企業価値の向上に繋がるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

(原則1－7)

当社は「取締役会規程」、「グループ意思決定手続規程」により、取締役・執行役員・参与・顧問とその特定家族が競合取引もしくは利益相反取引または当社グループとの取引を行おうとする場合は、事前にその取引につき重要な事実を取締役に開示し、承認を受けることとしております。取締役会は、その取引について十分に審議したうえで意思決定を行っております。

(原則3－1)

(i) 会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略、経営計画

当社グループは、変化の激しい時代に企業として持続的に成長し続けるために、グループ全体が大きく変革し続けることにチャレンジしてまいります。そのような考え方のもと、2018年に従来の企業理念を改訂し「私たちの考え方」を定めました。

「私たち」とは、三越伊勢丹グループそのものであり、そこで働くすべての人たちです。

「私たちの考え方」は、三越伊勢丹グループの存在意義であり、目指す姿です。

そして、私たちが常に立ち戻る行動指針であり、一人ひとりがどのように変化すべきかを表しています。

詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.imhds.co.jp/company/philosophy.html> :私たちの考え方

<http://www.imhds.co.jp/ir/special01.html> :三越伊勢丹グループ3ヶ年計画 (2018～2020年度)

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、当社ホームページ掲載の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。

<http://www.imhds.co.jp/ir/governance/index.html> :コーポレート・ガバナンス

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

(当社における経営陣幹部の範囲は、取締役を兼務する執行役員となります。)

・報酬を決定するにあたっての方針

当社は以下の4点を基本方針としております。

1. 株主と役員の利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大 (社外取締役は含まず)
3. 目標達成時には競合企業との比較において遜色のない水準の提供 (社外取締役は含まず)
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保

具体的な報酬体系は、

・毎月定額で支払われる「基本報酬」

(月額の報酬枠を、取締役全体で2,300万円としております。)

・短期的なインセンティブとして年に一度業績に連動して支払われる「賞与」(社外取締役は含まず)
(月額報酬の6か月分を基準額とし、支給額は各取締役の目標達成度により0%から200%まで変動いたします。)
・中長期インセンティブとして企業価値に連動する「ストックオプション」(社外取締役は含まず)
(ストックオプションとして、1年間で年間基本報酬額の50%相当の新株予約権を付与いたします。)
の3つで構成されております。

・上記方針にかかる手続き

当社は上記の方針に沿って、取締役の報酬を社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会(社外取締役4名、代表取締役1名の計5名で構成)にて審議し、取締役会に答申しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

・選任・指名を行うにあたっての方針

取締役・監査役を選任する場合は、法令上の適格性を満たしていることに加え、広い見識、高い倫理観と豊かな経験を有していることを考慮しております。

・上記方針にかかる手続き

社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会において、取締役・監査役の候補者の審議を行い、取締役会に答申しております。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・取締役候補者、監査役候補者の個々の指名理由については、「定時株主総会招集ご通知」(株主総会参考書類)に記載しております。

<http://www.imhds.co.jp/ir/stockholder/meeting.html> : 株主総会情報

(補充原則4-1①)

取締役会は、取締役会における監督機能と執行機能の整理を行い、執行役員制度を導入し経営陣への委任の範囲を明確化しており、会社法に定める取締役会の専決事項および定款、取締役会規程およびグループ意思決定手続規程に定める付議事項を決議しております。具体的には、株主総会、経営一般、人事、組織、労務、資産、財務等に関する事項について、一定の基準を設け、その基準に則って、取締役会で決議する事項と、経営陣幹部により構成される経営会議で決議する事項を定めております。なお、当該付議基準につきましては、経営の機動性を高めるため随時見直しを行ってまいります。

(原則4-9)

当社は社外取締役および社外監査役を独立役員として指定するにあたって独立性を判断するため、「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めております。以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定いたします。

- ① 当社グループの業務執行者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人
- ③ 当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
- ④ 当社グループと取引のある金融機関の業務執行者
- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑥ 当社の発行済総株式数の5%以上の株主を保有している株主またはその業務執行者
- ⑦ 過去3年間に上記①から⑤に該当していた者
- ⑧ 上記①から⑤の配偶者または二親等以内の親族

なお、②③の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間に於いて1度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、⑤の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。ただし、社外役員候補者につきましては、独立性のみではなく、会社法の社外役員としての要件ならびに、以下の指名方針に従いまして招聘いたしております。

<社外取締役>

ア. 社外取締役については、客観的且つ専門的な視点を持つ方からの幅広い意見を取り入れ、バランスのある経営を行うため、多様性を重視し、異なる分野・業界から人材を選任します。

イ. その上で、社外取締役には業務執行の監督を行うことはもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までを監督、助言いただきたいと考えているため、実業界で執行の経験を十分に積んだ方を中心に招聘します。

<社外監査役>

ア. 社外監査役については、中立的且つ客観的な観点から監査を行うため、異なる分野・業界から人材を選任します。

イ. その上で、社外監査役には特に経営の意思決定のプロセスや内容が、法的・会計的な側面から問題がないかどうかまで監査していただきたいと考えているため、その分野に関する豊富な知識、経験を有する方を中心に招聘します。

(補充原則4-11①)

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、取締役会が、業務執行の監督はもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までの監督・助言を行うことが必要であり、そのためには、多様性を備えた複数の社外取締役が必要だと考えます。2018年6月18日現在の当社の取締役は9名(男性8名、女性1名)であり、うち社外取締役が4名(男性3名、女性1名)となっており、経験や専門分野の異なった多様な人材により構成いたしております。

(補充原則4-11②)

取締役・監査役の重要な兼職状況については、毎年「定時株主総会招集ご通知」にて開示を行っております。

<http://www.imhds.co.jp/ir/stockholder/meeting.html> : 株主総会情報

(補充原則4-11③)

当社は、取締役会全体の実効性については、取締役会において取締役会のあり方を審議し、評価項目・分析方法を定め、その結果の概要を開示してまいります。

2017年度に2回目となる取締役会の実効性分析・評価を行いました。実施方法は昨年に引き続き自己評価とし、取締役会場で取締役会の構成や運営面にとどまらず、機関設計や指名・報酬などの幅広い視点から、その実効性に関して討議を行いました。この結果、当社の取締役会は実効性が適切に確保されており、更に2017年度に付議事項の整理や課題の計画化等の改善を進めたことにより、大局的な議論に今まで以上に集中することができ、実効性の一層の向上に効果があったことを確認いたしました。

そのうえで、取締役会の更なる機能強化を目指し、以下の方向性を確認しました。

- ◆取締役会の構成については、多様性の確保の点で更なる推進を図る。
- ◆タイムリーで効果的な議論設定等の改善を更に徹底して実践する。
- ◆運営面での改善に留まらず、機関設計や役員選解任基準、役員報酬体系等、当社の企業統治体系のあるべき姿を多面的・抜本的に検討、改善を図る。

これらの取り組みを通じ、取締役会の機能の更なる強化と、当社グループ全体のガバナンスの向上を図ってまいります。

(補充原則4-14②)

当社グループは、取締役および監査役がその役割を果たすために必要とする知識・情報を収集し、教育を行い、取締役および監査役の職務執行を支援しております。

具体的には、新任社内役員への取締役・監査役に関する一般的な役割・責務についての研修の実施、新任社外役員への自社の事業・財務・組織等に関する説明会の実施、社内取締役および常勤監査役に対する定期的な社内勉強会の実施、有識者セミナーへの参加などのプログラムを用意しております。

(原則5-1)

当社は、株主・投資家との対話は企業価値を高めることとして、重要であると認識しており、「IRポリシー」に基づき、株主総会以外にも、経営トップによる決算説明会、アナリスト向けスモールミーティング、国内外の機関投資家の個別訪問など、面会や説明会による対話の機会を積極的・継続的に設け、その意見を当社の経営に活かしております。今後も継続して株主・投資家との対話を合理的な範囲で対応してまいります。

当社の株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制・取組みを以下の通りに行っています。

・株主との建設的な対話を促進するため、取締役CACO（チーフ・アドミニストレーション・アンド・コンプライアンス・オフィサー）が総務部 広報・株式ディビジョンを管轄し、体制を整備しております。

・株主との対話を補助する部門として、総務部・財務経理部・経営企画部が有機的に連携をとり、担当役員等に情報を提供しております。

・開示する情報は速やかに報道機関に提供するとともに、当社ホームページにて掲載いたします。

また、株主には株主通信等を通じて分かりやすくお知らせしております。そのほか、機関投資家・証券アナリスト等との個別ミーティング、決算説明会、会社説明会等を行っております。

・株主・投資家よりいただいたご意見については、社内で広く共有化するとともに、経営陣にフィードバックし、企業価値向上に活かしております。

・当社は「IR自粛期間」を設けております。同期間中におきましては、当社の役員および従業員は、業績結果および業績見通しならびに決算に関わるその他情報について、株主・投資家・報道関係者等に対してコメントすることを控えます。また、「IR自粛期間」に関わらず、未公開の「重要事実」等については、一切言及いたしません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
--	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	33,240,000	8.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	21,796,300	5.51
公益財団法人三越厚生事業団	13,667,832	3.45
三越伊勢丹グループ取引先持株会	7,722,278	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	7,035,300	1.77
清水建設株式会社	6,200,000	1.56
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,896,400	1.49
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.44
株式会社三菱UFJ銀行	5,342,995	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,327,900	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社子会社である株式会社三越伊勢丹が保有しているイセタン(シンガポール) Ltd.は、シンガポール証券取引所に上場しております。重要な政策についての協議は、当社および株式会社三越伊勢丹、ならびに当該子会社との間で随時行ってまいりますが、子会社取締役会の独立性を尊重いたします。なお、イセタン(シンガポール) Ltd.につきましては52.7%の議決権を所有しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
槍田 松瑩	他の会社の出身者								△			
井田 義則	他の会社の出身者											
永易 克典	他の会社の出身者								△			
久保山 路子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

檜田 松瑩	○	三井物産株式会社 顧問 公益社団法人ベトナム協会 会長 株式会社野村総合研究所 社外取締役 東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役	事業法人の経営者として、社内コンプライアンス意識の徹底や制度改革、業績向上の実績があり、その豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、選任しております。また、上場管理等に関するガイドライン3.5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。兼務先と当社グループの間に特別の関係はありません。
井田 義則	○	いすゞ自動車株式会社 特別相談役	事業法人の経営者として、抜本的な構造改革に取り組み、業績の大幅な改善を行った実績があり、その豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、選任しております。また、上場管理等に関するガイドライン3.5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。また、当社グループといすゞ自動車株式会社の間に特別な関係はありません。
永易 克典		株式会社三菱UFJ銀行 顧問 新日鐵住金株式会社 社外監査役 三菱自動車工業株式会社 社外監査役 キリンホールディングス株式会社 社外取締役 三菱電機株式会社 社外取締役	長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験と財務に関する知見を当社の経営に反映していただけてと考えております。また、幅広い見識は当社の取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保すべく適切な助言・提言をいただけると判断し、選任しております。
久保山 路子	○	株式会社ジャックス 社外取締役	花王株式会社での商品開発やマーケティングに関する豊富な経験と、多摩大学大学院客員教授やキャリアコンサルタントとして多彩な見識を有しており、消費者をはじめとした多様な視点が求められる当社取締役会において、独立した立場から適切な助言、業務執行に対する有益かつ適切な監督を頂けると判断し、選任しております。 また、上場管理等に関するガイドライン3.5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。また、当社グループと株式会社ジャックスの間に特別な関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の諮問機関として設置され、原則月1回開催し、取締役、執行役員等の人事と報酬に関して、審議を行い取締役会に答申しております。サクセッションプランにつきましても、経営トップの在任期間や後継者について毎年具体的に確認・共有しており、社外取締役の判断による経営トッ

プの交代を可能とする環境を整えております。委員会の構成は社外取締役4名、代表取締役1名です。会社設立からの10年間で110回以上開催しており当社のコーポレートガバナンスの要として取締役会の透明性・公平性の確保に大きく貢献しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査の実効性確保として、三越伊勢丹ホールディングスにおける内部統制システム構築の基本方針に基づき、独立した専門部門である内部監査担当と、内部監査結果報告などについて、原則毎月1回定例会合を実施し、グループ会社の業務執行状況について意見交換を行うなど相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮田 孝一	他の会社の出身者										○			
藤原 宏高	弁護士													
平田 竹男	学者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮田 孝一		株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 株式会社三井住友銀行 取締役会長 ソニー株式会社 社外取締役 三井生命保険株式会社 社外取締役	金融機関の経営者としての豊富な経験と財務に関する知見を当社の監査に反映していただけてと考えております。また、幅広い見識は当社の取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保すべく適切な助言・提言をいただけると判断し、社外監査役に選任しております。当社グループは、ソニー株式会社と三井生命保険株式会社との間に特別の関係はありません。

藤原 宏高	○	弁護士法人ひかり総合法律事務所 代表 弁護士	長年にわたる弁護士活動で培われた高い見識を当社の監査やコンプライアンス体制の構築・維持に発揮していただくとともに、独立した立場から、当社の取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保すべく適切な助言・提言をいただけると判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏につきましては、上場管理等に関するガイドライン3.5.(3)の2、ならびに当社の定める「独立役員にかかる独立性基準」に照らして厳格審査した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者と判断し、当社は同氏を独立役員に指定いたしております。また、当社グループは、弁護士法人ひかり総合法律事務所との間に特別の関係はありません。
平田 竹男	○	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授 内閣官房参与 楽天株式会社 社外監査役 日本スポーツ産業学会 会長	Jリーグ発足やワールドカップ日本招致に携わるなど、日本におけるスポーツビジネスの振興に多大な貢献があり、現在は大学院にて教鞭を執ると同時に、企業の社外監査役を長年にわたり務めるなど、その多岐にわたる豊富な知見を当社の監査に発揮していただくことで、当社グループのガバナンス機能の一層の強化につながると考えております。また、より多様な視点が求められる当社の取締役会において、独立した立場から適切な助言・提言をいただけると判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏につきましては、上場管理等に関するガイドライン3.5.(3)の2、ならびに当社の定める「独立役員にかかる独立性基準」に照らして厳格審査した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者と判断し、当社は同氏を独立役員に指定いたしております。兼務先と当社グループの間に特別の関係はありません。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成21年6月開催の第1回定時株主総会において、「取締役に関するストックオプションとしての新株予約権に関する非金銭報酬の額および内容決定の件」は承認可決され、取締役に対して中長期のインセンティブ報酬としてストックオプションを付与しております。また統合前に各社が付与したストックオプションについて、株式会社三越では平成16年から平成18年まで4回実施し、株式会社伊勢丹では平成12年から平成20年まで9回実施し、一部を除く上記ストックオプションについては当社に継承されました。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、子会社の取締役
---------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

株主との利害一致の促進、業績連動型の報酬の拡大、透明、公正な評価と報酬への反映の仕組みの導入を目的として、取締役（社外取締役を除く）に対して、新株予約権を発行しております。
〔取締役を兼任しない執行役員ならびに当社の主要子会社である株式会社三越伊勢丹の取締役（株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役兼務する者を除く）および執行役員に対しても、ストックオプションとしての新株予約権を取締役会の決議により付与しております。〕

第29回新株予約権（当社の取締役ならびに執行役員）
・付与総数 1,683個（当社執行役員16名 1,064個）
・新株予約権の払込金額 1株当たり1,214円

第30回新株予約権（三越伊勢丹の取締役ならびに執行役員）
・付与総数 1,172個（三越伊勢丹の取締役16名 962個）
・新株予約権の払込金額 1株当たり1,214円

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期の有価証券報告書および事業報告書において開示しております。

取締役の報酬

・定額報酬 取締役11名 192百万円（うち社外取締役3名 32百万）
・役員賞与 取締役0名 0円（うち社外取締役0名）
・ストックオプション 取締役5名 75百万

監査役の報酬

・定額報酬 監査役5名 70百万（うち社外監査役3名 26百万）

注) 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬の額又はその算定方法の決定方針につきましては、本報告書の「1. 1. [コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]（原則3－1（iii））取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き」に記載しておりますので、ご参照ください。

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

社外取締役については、秘書室が窓口となり、各種連絡・情報提供を行っております。社外監査役については、監査役のスタッフが補助する体制をとっております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
石塚 邦雄	特別顧問	当社取締役会および代表取締役から委任されている「日本経済団体連合会 副会長」およびその他の当社が加盟または所属している業界団体等の役員としての活動をしております。	非常勤・報酬有 当社が代表取締役経験者を役員退任後に特別顧問に任命するのは、当社の定める重要な外部団体（経済団体・業界団体）の役員として活動する場合のみとしており、経営の意思決定には一切関与していません。	2017/06/21	当該業界団体等における役位の任期満了までとし、当該業界団体等における役員退任後の再任は行いません。

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1 名
--	-----

その他の事項 更新

- 上記特別顧問は2012年2月1日に当社の代表取締役社長執行役員退任後、代表取締役会長執行役員に就任し、2017年6月21日に同役職を退任しております。
- 特別顧問の選任、報酬等については、社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会にて審議のうえ、取締役会で決定しております。
- 当社は2008年の設立以来、相談役は選任しておらず、2018年4月1日付で相談役制度（相談役規程）を廃止しております。顧問については社内規定により、その目的、職業等を定めておりますが、現在、上記特別顧問以外で該当はございません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の企業統治体制は、平成20年4月の会社設立時より監査役設置会社の形態を採用しております。企業統治体制の概要は以下のとおりであります。

取締役会

社外取締役4名、取締役5名（男性8名、女性1名）で構成される取締役会は原則月1回開催され、グループ全体の経営意思決定の最高機関として機能しております。また、社外監査役3名、常勤監査役2名（男性5名）は、独立した立場で取締役会に出席し、取締役の業務執行における善管注意義務、忠実義務等の履行状況について監査する体制を構築しております。

取締役会の諮問機関

取締役会の諮問機関として設置されている指名報酬委員会は原則月1回開催され、社外取締役4名、代表取締役1名（男性4名、女性1名）で構成され、取締役、執行役員等の人事と報酬に関して審議を行い取締役会に答申しています。

監査役および監査役会

監査役は、独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える企業統治体制の確立に寄与しております。また、定期的に代表取締役、会計監査人と意見交換を行うほか、内部監査部門と内部監査結果等について情報交換を行うことにより監査の実効性を確保する体制を構築しております。

社外監査役3名、常勤監査役2名（男性5名）で構成される監査役会は原則月1回開催され、監査計画に基づき、監査に関する重要な事項について各監査役より報告を受け、必要に応じて協議または決議を行っております。

業務執行

当社は、業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を採用しています。グループの経営目標を達成する上で重要な部門の部門長を執行役員と位置づけ、執行責任を明確にした上で大幅な権限移譲を行っています。

執行役員の中から経営会議の構成員7名（男性7名）を選定しております。原則として週1回、同会議を開催し、重要事項について決議、審議を行っています。

各委員会

経営会議の諮問機関として社内横断的なメンバーで構成され、グループ経営に関わる重要事項に関して横断的・継続的に調査研究及び検討し、経営会議に答申しております。

以上、株主をはじめステークホルダーに信頼される企業統治体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業活動が社会に与える影響を鑑み、内部統制システムを構築・運用を行い、株式会社の適正なガバナンスの確保を行っています。三越伊勢丹グループは企業価値の向上のために、内部統制基本方針に基づいて、業務（適法性）監査および会計監査を行う一方で、会計監査人および内部監査人それぞれとの連携等、実効性のある監督を行うことでグループ全体の業務適正を確保することとして、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早い3週間前に発送するよう努めております。また、発送14日前に当社ホームページ等に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成21年開催の第1回定時株主総会より株主様の利便性を勘案し、集中日を回避した総会の開催を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	平成21年開催の第1回定時株主総会より採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	平成21年開催の第1回定時株主総会より株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成21年開催の第1回定時株主総会より株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームへ英訳版の招集通知を提供しております。また、平成22年からは東京証券取引所のホームページ英訳版の招集通知等を掲載しております。また、当社ホームページにも掲載いたしております。
その他	当社は、株主総会招集通知を発送14日前に株主総会開催情報とともに当社ホームページに掲載しております。また、株主総会終了後には決議通知と議決権行使結果を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では日々のIR・広報活動において、適時適切な情報を公平に発信し、株主様・投資家の皆様の信頼と共感を得るためにディスクロージャーポリシー(IRポリシー)を作成し、遵守しております。なお、このポリシーは当社ホームページに掲載しております。 http://www.imhds.co.jp/ir/ir_policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	経営トップとの直接対話の機会を設けることで、より当社への理解を深めていただくため、個人株主様に対して会社説明会を一昨年開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回(第2四半期、第4四半期)決算発表後にアナリスト説明会を実施しております。さらに、国内の大株主・機関投資家に対して、経営トップのスマールミーティングおよび個別訪問を定期的に開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の海外カンファレンスへ年数回参加するとともに、大株主への定期的な訪問を行っています。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、月次売上レポート、ニュースリリース、アニュアルレポートなど日本語および英語版を掲載しています。 http://www.imhds.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部 広報・株式ディビジョン	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「お客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、経営機構改革と併せて、コーポレートガバナンス改革を推進しております。また、企業の社会的責任を果たすという観点から、企業活動の透明性を高めるとともに、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆様に対し提供すべき様々な価値の創造に努め、様々なステークホルダーの皆様から信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでまいります。」と規定し全従業員に周知徹底しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2018年度より、変化する社会からの課題要請に応えるためにCEOを議長としたサステナブル推進会議を新設し、グループ調達方針を策定しました。 「環境改善」「安心・安全」「雇用・人材」の重点3分野に地域・社会貢献活動領域を加えたこれまでのCSR活動とともに、ESG・SDGsの視点を踏まえ、持続可能な事業活動を推進しています。 当社ホームページにおいて、CSRの取り組みをレポートしております。 http://www.imhds.co.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループの企業活動において、ステークホルダーの皆様には、商品やサービスなどの営業情報の発信および財務情報についての適時適切な情報開示を行います。また、ステークホルダーに対し将来にわたりかけがえのない信頼関係を築くために、同時性・平等性の観点からホームページより情報提供を行うと同時に、様々なステークホルダーからのご意見等をいただけるよう、エンゲージメント欄の設置により、双方向性の向上を目指しながら最適化に取り組んでいます。
その他	当社グループではお客さまニーズに合った経営および営業戦略立案のため、積極的に女性を登用したいと考えており、4名の女性役員（社外取締役1名、執行役員2名、グループ子会社社長1名）が就任しております。商品統括部長、販売担当長、支店総務部長、支店店長、後方部門のディビジョン長など重要なポストの管理職にも女性が就任しており今後も更に登用に力を入れてまいります。 また、女性の活躍を支えるワークライフバランスへの取り組みとして、各種制度や勤務形態の改善や人事制度・運用の様々な見直しを行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「当社」という。）は、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るため、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

1. コンプライアンス体制

「当該株式会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 総務部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性を監査する。
- (5) 当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2. リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行う。
- (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (6) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (7) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

4. 情報保存管理体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- (1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
 - a. 株主総会議事録
 - b. 取締役会議事録
 - c. 経営会議議事録
 - d. 計算書類
 - e. 官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - f. その他取締役会が決定する書類
- (2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5. 効率的職務執行体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、事前に経営会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
- (3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社グループ各社は、諸規程を定めるものとする。

- a. 「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社の報告に関する体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号イ）
経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。
- b. 「当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号ロ）
 - (1) 当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社

に独立した専門部署を設置する。リスクマネジメント部門は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを実施する。

(2) 当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社経営会議の諮問機関として、当社代表取締役社長を委員長とし、委員長が指名する構成委員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。

c. 「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ)

(1) 当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取り締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。

(2) 当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、当社経営会議または当社取締役会の承認を受ける。

d. 「当該株式会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号ニ)

(1) 内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

(2) コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(3) 当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査役スタッフに関する事項

「当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項」(会社法施行規則第100条第3項第1号、2号、3号)

(1) 監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。

(2) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、専属として監査役の指揮命令に従いその職務を行う。監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査役の同意を必要とする。

8. 監査役への報告に関する体制

a. 「当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」(会社法施行規則第100条第3項第4号イ)

(1) 当社は、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議の上「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。

(2) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度である三越伊勢丹グループホットラインの導入とその適切な運用の維持により、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

b. 「当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ)

内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。

c. 「a.・b.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第5号)

監査役への報告を行った従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の処理方針

「当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役がその職務の執行について、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

10. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第7号)

(1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。

(2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役と協議のうえ、重要な会議に出席することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、グループ全体で断固として対決する。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの不当な要求に屈することなく、法的手段により解決する。当社グループにおける反社会的勢力排除にむけた体制としては、子会社各店舗のお客様相談室を第一次対応部署とし、子会社本社の総務部門を対応統括部署とする。事案により本社総務部門と連携し、グループ一体となり解決を図る。警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、常に上質で新しい「品揃え」と「サービス」をお客さまに提供することを通じ、これを着実に実行することが企業価値を高めることを考えており、買収防衛に関する格別の定めはしておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンスの強化と会社情報等への信頼性の確保を目的として、適時開示規程を定めるとともに、開示過程における情報漏えいを防ぎインサイダー取引を未然に防止するためインサイダー取引規程を定め、その周知徹底を図り、次のような情報開示を行っております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社は、当社及び子会社に関する「決定事実に関する情報」、「発生事実に関する情報」及び「決算に関する情報」について、上場証券取引所規則により適時開示を行うことが求められているもの、またはこれに該当しない情報でも、適時開示を行うことが適切と当社が判断する情報の取り扱いを、以下のような社内体制により整備しております。

(1) 決定事実に関する情報・発生事実に関する情報

・適時開示が必要とされるもの、あるいは適時開示が必要か否か明確でないものがある場合、当社に係る情報は情報を所管する部門（以下、情報所管部門）の部門長より、当社の子会社に係る情報については子会社を所管する部門（以下、子会社所管部門）の部門長より、情報取扱責任者である取締役CACO（チーフ・アドミニストレーション・アンド・コンプライアンス・オフィサー）に報告が行われます。

・情報取扱責任者は上場証券取引所規則に基づき開示の決定を行います。なおこれに該当しない情報でも、情報取扱責任者は必要に応じて経営会議に報告し、開示の決定を行うものとします。

・適時開示を行うことが適切と当社が判断した場合、開示担当部門である総務部は、情報所管部門または子会社所管部門と開示内容について協議し、定められた方法により開示を行います。

(2) 決算に関する情報

財務経理部が取締役会または経営会議の決裁を受け、情報取扱責任者の承認を得て、開示担当部門である総務部が定められた方法により開示を行います。

(3) 経営会議への報告

取締役CACO（チーフ・アドミニストレーション・アンド・コンプライアンス・オフィサー）は、適時開示された情報等について、その内容、時期、理由等を定期的に経営会議へ報告することとします。

